

山梨県物流基盤強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物流業界の生産性向上や多様な担い手の確保・定着を図るため、県内で貨物自動車運送事業及び倉庫業を営む中小企業者等が実施する、業務効率化や安全対策、労働環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者であつて、山梨県内に本社又は事業所を有する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

オ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合であつて、その構成員の3分の2以上が、中小企業者であるもの

カ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に規定する酒造組合又は酒販組合

(2)「事業所」とは、財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続して行われている事務所、施設その他の事業場をいう。

(3)「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条で定義する事業をいう。

(4)「倉庫業」とは、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条で定義する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、山梨県内に所在する事業所において貨物自動車運送事業を営む中小企業者等（いわゆる霊柩事業のみを営む中小企業者等を除く。）又は倉庫業を営む中小企業者等のうち、次の全てに該当し、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者を対象とする。

(1) 山梨県税の滞納がないこと。

(2) 前条第1号アに規定する中小企業者は、次のいずれかに該当する者（以下、「みなし大企業」という。）でないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

(5) 別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

(補助対象事業及び補助率)

第4条 補助対象事業及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別に定める関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

3 補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金申請書の提出があったときは、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれ

かに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であつて、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること
- (4) 補助対象事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うこと。
- (5) 同一の対象設備、経費等で、国または国の交付金等を活用して県、市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- (6) 第6条の規定による交付の決定があつた日の属する年度から第17条に定める処分制限期間が経過するまで、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、補助対象事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (8) 第6条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (9) 補助対象事業は、別に定める補助対象期間中において実施すること。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第6条の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又

はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に交付申請取下届出書（様式第5号）を知事に提出することで申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事前着手）

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。
- 3 補助対象事業者は、前項により事前着手した後に、第6条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

（状況報告等）

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助対象事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式第7号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たっては、補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合、交付額から減額して補助金の額を確定することができる。

- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、別に定めるものとする。
- 5 第3項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、第6条の交付決定額の2分の1の範囲内で、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第14条 知事は、第7条の規定による補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助対象事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - (5) 第6条の2各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 第16条の規定に違反して承認を受けないで補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (7) 第7条の規定による申請なく、事業内容等を変更したとき。
 - (8) 前各号のほか、補助対象事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計

算した延滞金を県に納付しなければならない。

(取得財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内においては、当該取得財産を管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第10号）を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(書類の保管)

第17条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して第15条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第18条 この要綱で定めるもののほか、補助金等の交付に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象 経費	補助率及び 補助上限額	補助 対象者	軽微な変更
区 分	事業内容				
物流業務の省力化・効率化事業	①輸配送の効率化・省力化に資する機器・システムの導入 求貨求車マッチングシステム、配車計画システム・車両動態管理システム等の開発・導入費 等	システム導入又は開発に要する経費	1 補助率 2分の1以内 ※福利厚生費は補助率10分の10以内	貨物自動車運送事業及び倉庫業を営む中小企業者等 (みなし大企業、大企業の営業所、事業所は除く)	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
	②荷役・作業の効率化・省力化に資する機器・システムの導入 標準パレット、カゴ台車、フォークリフト、テールゲートリフター等の資機材の購入費 等	備品設備購入費 施設設備改修費	2 補助上限額 合計200万円		
物流業務の安全対策事業	③車両・設備の安全性強化に資する機器・システムの導入 車両修繕予知保全システム、倉庫点検用ドローン、エコタイヤの購入 等	専門家謝金 役務費	※専門家謝金及びコンサル委託費は一件あたり補助上限額10万円		
	④従業員の健康管理、安全確保に資する事業 社内ポータルシステムの導入、脳ドックに要する経費 等	福利厚生費 (脳ドックに関するものに限る)	※福利厚生費は一人あたり補助上限額2万円		
物流事業者の労働環境整備事業	⑤多様な担い手の受入・定着促進に資する施設改修 シャワー室、女性専用の休憩室、更衣室等の整備、託児スペースの設置、施設のバリアフリー化、業務マニュアルの多言語化、施設内案内板整備 等	賃借料 消耗品購入費 業務委託費			
	⑥多様な担い手の受入・定着促進に資する制度構築	(コンサル委託費含む)			

	人事評価制度など企業内各種 制度整備に向けたコンサル料、事 業継続力強化計画策定のための 専門家謝金 等			
備考				
※1 補助対象事業について、国または国の交付金等を財源としない自治体や団体から同種の補助・助成を受けている場合又は申請する予定がある場合は、当該交付決定額又は見込額を補助対象経費から控除した額以内の額を補助対象経費とする。また、国または国の交付金等を財源とする自治体や団体から同種の補助・助成を受けている場合又は申請する予定がある場合は、補助対象事業とならないものとする。補助金・助成金以外に補助対象経費の支出に充てる収入がある場合も同様とする。				
※2 複数の中小企業者等が連携して契約、発注することが事業目的に照らして合理的であると知事が認める場合は、補助対象事業として認めることができる。				
※3 新たな取組に必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認めない。				